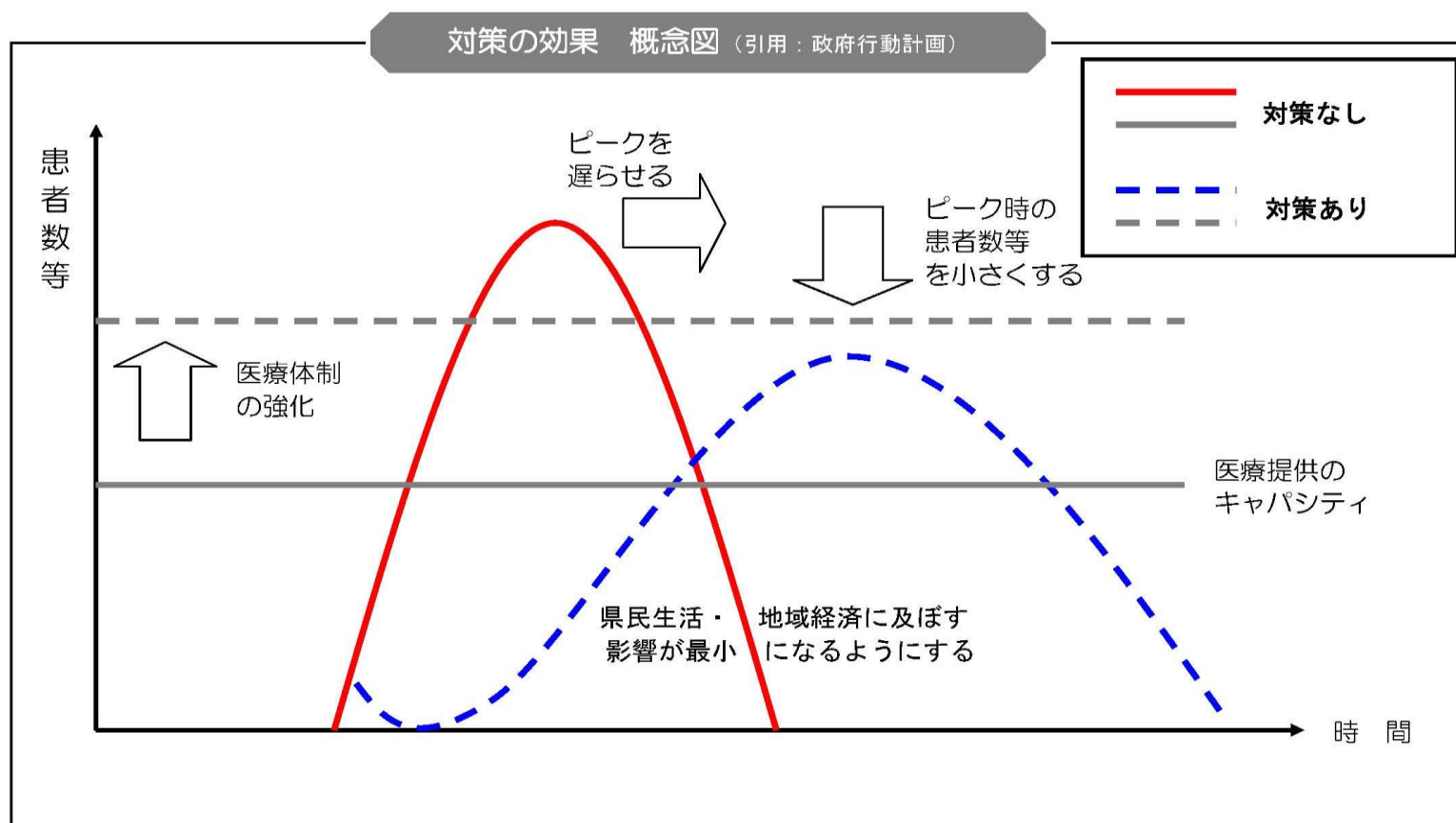
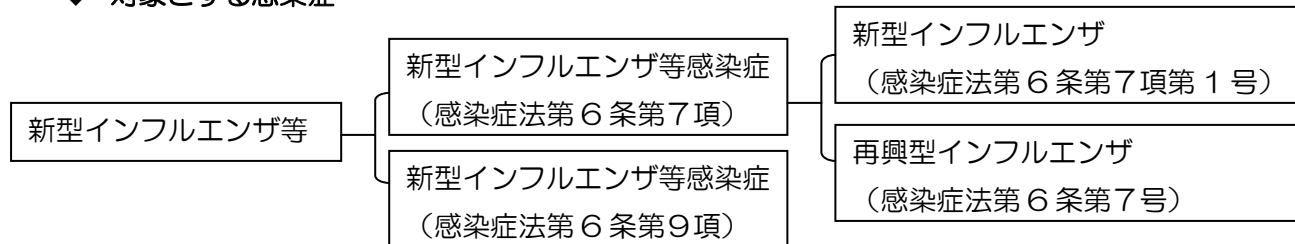


「下田市新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要

平成 25 年 4 月 13 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行された。そこで新型インフルエンザや新感染症が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最少となることを目的に、新型インフルエンザ等の発生に備え、本市全体の体制整備の為、下田市新型インフルエンザ等対策行動計画を定める。



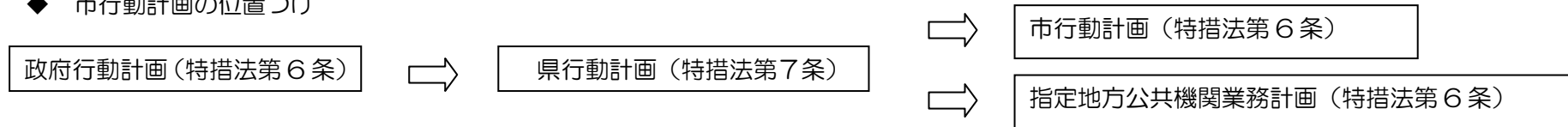
◆ 対象とする感染症



◆ 市の責務

国、県及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する

◆ 市行動計画の位置づけ



◆ 対策の留意事項

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力
- 記録の作成・保存

◆ 対策推進の為の役割分担

県	① 行動計画の作成、②県対策本部の設置、運営、③組織の整備、訓練、④地域医療体制の確保、⑤予防、まん延防止、⑥サーベイランスの実施、⑦県民に対する情報提供、⑧県民生活及び地域経済の安定の確保、 ⑨市町、関係機関との緊密な連携 地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められ、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担う。
市	① 市行動計画の作成、②市対策本部の設置、運営、③組織の整備、訓練、④予防接種体制の確保、⑤住民に対する情報提供、⑥住民の生活支援、⑦要援護者への支援、⑧県、近隣市町、関係機関との緊密な連携
医療機関	①診療継続計画の策定、②院内感染対策、医療資器材の確保等、③地域における医療連携体制の整備、④医療の提供
指定（地方）公共機関	①業務計画の策定、②新型インフルエンザ等対策の実施
登録事業者	①発生に備えた感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備、②事業の継続
一般の事業者	①発生に備えた感染対策の実施、②感染防止のための措置の徹底、一部事業の縮小
住民	①発生に備えた知識の取得、②季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策の実践、③発生に備えた食料品・生活必需品等の備蓄、④個人レベルでの感染対策の実施

◆ 発生段階とその状態

発生段階	状態	
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・県内未発生期：県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 ・県内発生早期：県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・県内未発生期：県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 ・県内発生早期：県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 ・県内感染期：県内で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※ 感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

(政府行動計画を一部改変、静岡県行動計画より引用)

◆ 発生段階ごとの対策の概要

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
実施体制	〈県〉 ○（県）行動計画の作成 ○体制整備及び連携強化	〈県〉 ○対策本部設置			〈県〉 ○政府対策本部が廃止されたときは、県対策本部を廃止
	〈市〉 ○市行動計画の作成 ○体制整備及び連携強化	〈市〉 ○市対策本部設置に向けた準備	〈市〉 ○直ちに市対策本部設置	〈市〉 ○市対策本部設置の継続	〈市〉 ○遅滞なく市対策本部を廃止
サーベイランス・情報収集	〈県〉 ○情報収集 ○通常のサーベイランス ○調査研究	〈県〉 ○情報収集 ○国内サーベイランスの強化	〈県〉 ○情報収集 ○サーベイランス ○調査研究		〈県〉 ○情報収集 ○サーベイランス
	〈市〉 ○学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査、県へ報告。発生時の体制整備を図る。	〈医療機関〉 ○届け出基準に基づいた診察をした場合の届出			

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
情報提供・共有	〈県〉 ○継続的な情報提供 ○体制整備	〈県〉 ○情報提供 ○情報共有 ○コールセンター等の設置			〈県〉 ○情報提供 ○情報共有 ○コールセンター等の体制縮小
	〈市〉 ○継続的な情報提供 ○体制整備	〈市〉 ○情報提供 ○情報共有 ○相談窓口等の設置	〈市〉 ○情報提供 ○情報共有 ○相談窓口等の体制充実・強化		〈市〉 ○相談窓口等の縮小
予防・まん延防止	〈県〉 ○対策実施のための準備	〈県〉 ○国内での感染拡大防止策の準備 ○感染症危険情報の情報提供 ○検疫の強化 ○密入国者対策	〈県〉 ○県内でのまん延防止対策		
	〈市〉 ○対策実施のための準備				
	〈学校・事業者〉 ○対策実施のための準備	〈市〉 ○市内でのまん延防止対策の準備	〈市〉 ○市内でのまん延防止対策		

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
医療等	〈県〉 ○地域医療体制の整備 ○国内感染期に備えた医療の確保 ○手引等の周知・研修等 ○医療資器材の整備 ○検査体制の整備 ○抗インフルエンザ	〈県〉 ○医療体制の整備 ○帰国者・接触者相談センター設置 ○医療機関等への情報提供 ○検査体制の整備 ○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等	〈県〉 ○医療体制の整備 ○患者への対応等 ○医療機関等への情報提供 ○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等 ○医療機関・薬局における警戒活動	〈県〉 ○患者への対応等 ○医療機関等への情報提供 ○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等 ○医療機関・薬局における警戒活動	〈県〉 ○医療体制（通常に戻す） ○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等
	〈市〉 ○地域医療体制の整備			〈市〉 ○国及び県と連携し、患者や医療機関等から要請があった場合、在宅で療養する患者への支援や自宅で死亡した患者への対応	〈市〉 ○国や県と連携し発生前の通常の体制に戻す
	〈医療機関〉 ○地域医療体制の整備 ○国内感染期に備えた医療の確保 ○手引等の策定、研修	〈医療機関〉 ○（地域）医療体制の整備 ○情報共有 ○抗インフルエンザウ	〈医療機関〉 ○医療の確保	〈医療機関〉 ○医療の確保	〈医療機関〉 ○医療体制（通常に戻す）
				〈指定公共機関〉 ○医薬品又は医療機器の製造販売等の確保	〈指定公共機関〉 ○医薬品又は医療機器の製造販売等の確保

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
住民生活・地域経済の安定の確保	〈県〉 ○業務計画等の策定 ○物資供給の要請等 ○新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援の準備の支援 ○火葬能力等の把握 ○物資及び資材の備蓄等	〈県〉 ○指定公共機関、登録事業者の事業継続 ○遺体の火葬・安置（の準備）	〈県〉 ○指定公共機関、登録事業者の事業継続 ○遺体の火葬・安置	〈県〉 ○指定公共機関、登録事業者の事業継続	〈県〉 ○緊急事態措置の縮小・中止
	〈市〉 ○新型インフルエンザ等発生時の食料品、生活必需品の備蓄等 ○業務計画等の策定 ○新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援の準備 ○火葬能力等の把握 ○物資及び資材の備蓄等 ○風評被害対策	〈市〉 ○要援護者対策 ○遺体の火葬・安置の準備	〈市〉 ○要援護者対策 ○遺体の火葬・安置 ○事業者の対応 ○市民・事業者への呼びかけ ○風評被害対策	〈市〉 ○要援護者対策 ○遺体の火葬・安置 ○事業者の対応 ○市民・事業者への呼びかけ ○経済対策	〈市〉 ○要援護者対策 ○市民・事業者への呼びかけ ○風評被害対策 ○経済対策
		〈指定公共機関〉 ○事業継続に向けた準備	〈指定公共機関〉 ○事業継続に向けた準備	〈指定公共機関〉 ○事業継続に向けた準備	〈指定公共機関〉 ○業務の再開
		〈登録事業者〉 ○事業継続に向けた準備	〈登録事業者〉 ○事業継続に向けた準備	〈登録事業者〉 ○事業継続に向けた準備	〈登録事業者〉 ○業務の再開
		〈一般事業者〉 ○従業員の健康管理及び感染対策の実施	〈一般事業者〉 ○従業員の健康管理及び感染対策の実施 ○食料品、生活関連物資などの価格高騰の防止	〈一般事業者〉 ○従業員の健康管理及び感染対策の実施 ○食料品、生活関連物資などの価格高騰の防止	〈一般事業者〉 ○食料品、生活関連物資などの価格高騰の防止 ○業務の再開
		〈一般事業者〉 ○従業員の健康管理及び感染対策の実施	〈一般事業者〉 ○従業員の健康管理及び感染対策の実施 ○食料品、生活関連物資などの価格高騰の防止	〈市民〉 ○消費者として適切な行動	〈市民〉 ○消費者として適切な行動

